

令和5（2023）年度第2回栃木県感染症対策連携協議会議事録概要

1 開催日時 令和5（2023）年9月28日（木） 18時30分～19時55分

2 開催場所 栃木県庁本館6階大会議室1（Web（Zoom）併用）

3 出席者

（1）委員（代理出席を含む）13名

別紙「出席者名簿」のとおり

（2）事務局

保健福祉部 林参事

感染症対策課 田野邊課長、植竹総括課長補佐、出井課長補佐、渡辺副主幹

医療政策課 谷田部課長、早川主幹

宇都宮市保健所保健予防課 石和課長 他

4 概要

（1）開会

（2）挨拶

・岩佐委員（保健福祉部長）から挨拶

（3）議事

○事務局から議題「（1）栃木県感染症予防計画（骨子案）について」及び「（2）栃木県感染症予防計画における数値目標（案）について」の説明を実施

【委員】

医療措置協定の有効性及び実効性について、県はどのように判断されているのか。昨日開催された、これからの新型コロナの医療提供体制の説明会では、医療機関側がこれからの新しい体制について、しっかりと理解して地域で支えていこうという姿勢が全面的に出てくる雰囲気ではなかった。

【事務局】

感染症法上、公的医療機関等には対応が義務付けられており、その他の医療機関は、あくまでも協定に基づいて対応していただくこととなっている。ただし、もし対応いただけない場合は、その理由や県との協議の過程などを公表できる規定がある。

【委員】

これからのことであり、難しい点もあると思う。今後も丁寧な説明をお願いしたい。

【事務局】

新型コロナ対応時の課題を踏まえ、今後も引き続き医療機関の皆様方の御意見も踏まえながら丁寧に対応していきたい。

【委員（保健福祉部長）】

新型コロナに対しては、今後は特別扱いを無くしていこうという動きの中で、新たな感染症が発生した際の対応について説明していくことになるので、非常に混乱しやすいと思う。特に病院側は、様々な支援が無くなっていく中で、新たな協定を結ぶ必要があるため、非常に難しい側面があると思う。少なくとも、流行初期の段階では、法律上、損失補填をしていくことが規定されているので、医療機関に対して、しっかりとした説明を行い、信頼関係を築いた上で、実効性のある協定を締結していきたい。

【委員】

承知した。

【委員代理】

計画の骨子案の各論の第2の中に「検疫所との連携」というのがあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。検疫所は全国に数多くあるが、どのように連携していくのか。

【事務局】

検疫所がある都道府県においては、検疫所との連携をどう図っていくかを記載することになっている。本県においても、新型コロナ対応時に検疫所との初期の段階での連携が重要であったため、その点を踏まえ、今後、記載内容を検討していく。

【委員代理】

承知した。

【委員（保健福祉部長）】

新型コロナ対応時において、当初の頃に濃厚接触者を各都道府県で引き受けて対応した際は、検疫所と個別に連携が必要であったと思う。また、検疫所における情報について、国を通じて、しっかり収集して、どのような病原体が入ってくるかを常にモニタリングしていく必要があると思う。

【委員】

1点目として、まず16ページの第2章各論について、県保健所と衛生研究所が研修を行ったり、医療関係団体と医療関係団体が研修を行ったりすることは非常に良いと思うが、新型コロナ対応時には顔と顔が見えず、うまく進まなかったこともあったので、県保健所、衛生研究所の研修会に医療関係団体の数名を参加させてもらうとか、逆に医療関係団体の方に行政の方が参加することで、顔と顔が見える関係の構築について、検討いただきたい。

2点目が、23ページの感染症予防計画における数値目標の薬局の往診・オンライン診療等について、現在、オンライン診療等は、いわゆるテレビ電話が必須となっているが、新型コロナ対応時は、特例で単に音声電話でも問題なかった。今後、新しい感染症の発生・まん延時には、恐らくテレビ電話が必須になると思う。薬局業界、医療業界でのオンライン診療は、民間企業が制作したアプリを利用して行うことがほとんどであるが、高齢者がアプリを活用できない、携帯のOSによってテレビ電話が繋がらないといった問題がでてくると思う。平時から、その際の対応について、県としての基準を検討していただきたい。

【事務局】

まずは予防計画にどのような内容を記載できるかを検討していきたい。併せて、提起された問題への対応については、実際に運用をしていく際の要素が大きいと思うが、しっかり検討していきたい。研修については、参加対象者をどうするかなど、通常業務の中でも検討すべきこともある。ICTの活用についても、より多くの方がアクセスしやすい方法を念頭に考えていきたい。

【委員】

22ページの訪問看護事業所の数値目標である50機関について、これは各圏域にまんべんなく訪問できる状況か。また、全国目標値から算出した人材派遣における看護師数70名という目標について、この目標は達成できると思われるが、どのように考えているか。

【事務局】

訪問看護事業所について、先般の意向調査結果では、確保できていない市町もあるので、今後の事業所との協議を進めていく中で、努力をしていきたい。

人材派遣については、御意見のとおりだが、実際に対応いただけるかの個別の確認はこれから行っていくので、これを数値目標として、関係機関と協議を進めていきたい。

【委員】

承知した。

【会長】

他に意見がないため、議題（1）及び（2）については、了承とさせていただきます。

○事務局から議題「（3）宇都宮市感染症予防計画（骨子案）及び数値目標（案）について」の説明を実施**【委員（保健福祉部長）】**

県としては、市としっかり連携して、全体としての計画が整合性のとれる形で進めていきたい。市としてもある程度、主体的に対応していただきたい。例えば、31ページの検査の実施能力について、市の衛生研究所の最大検査能力数として160件と記載がある。24ページの県の数値目標は、検査実施能力540件／日ある全体数の中で、衛生研究所が448件あって、残りを民間等に対応するという記載となっている。宇都宮市の計画だけを見ると、市として、この数が最大能力であるから、これ以上はできないと見えてしまいかねないため、どのような考え方にに基づき、目標を設定したかをもう少し明らかにしてはいかかがか。

【事務局（宇都宮市）】

新型コロナ対応の際は、市の衛生研究所のほかに外部の検査機関に委託できる費用を一定額確保していた経過がある。今後の対応について、検討していきたい。

【事務局】

事務局として、説明不足の点があった。県全体の衛生研究所の流行初期の検査件数448件は、宇都宮市の衛生研究所も含めた数値で設定している。宇都宮市から民間検査機関をどの

ように位置付けていくか、検討するといった説明もあったので、今後、調整していきたい。

【委員代理】

市の数値目標は、県の数値目標に即して160件としている。これは、先ほど事務局からの説明があったとおり、衛生研究所の1日あたりの最大の能力であり、これを発揮すれば県の数値目標の宇都宮市に関する部分に対応できるということで算出している数値である。

【事務局】

御意見を踏まえ、検査の数値目標については、県と宇都宮市と調整をしていきたい。

【委員】

検査の数値目標については、今後、増えていくということで良いか。機械を買い換えれば処理数は増えると思うし、現状の目標値であり、将来的には、増えていくというイメージで良いのか。

【事務局】

検査機器の技術進歩による能力向上までは加味しておらず、現時点では、新型コロナの対応をベースに目標を設定している。予防計画は、国の基本指針の改定に応じて充実させてきたという経過があり、今後3年なり6年なりというスパンで見直しの機会があると思うので、その際に、先ほどの御意見や国の考え方も踏まえ、対応していきたい。

【会長】

他に意見がないため、議題（3）については、了承とさせていただきます。

○事務局から議題「（4）栃木県保健医療計画（第8期計画）に記載する5疾病・6事業のうち「新興感染症発生・まん延時における医療」等について」の説明を実施

【会長】

特に意見がないため、議題（4）については、了承とさせていただきます。

○事務局から議題「（5）その他」（参考資料）の説明を実施

（4）閉会